

告 示

埼玉県告示第十三号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「一〇、四四〇円」を「八、四九〇円」に、「五、一二〇円」を「五、〇六〇円」に、「九、三〇〇円」を「九、一四〇円」に、「九、六三〇円」を「八、八三〇円」に、「六、六七〇円」を「六、五八〇円」に、「六、四八〇円」を「六、四四〇円」に、「四、九〇〇円」を「四、八八〇円」に、「二、六三〇円」を「二、六二〇円」に、「七、五八〇円」を「七、五三〇円」に、「八、二六〇円」を「七、五八〇円」に、「二〇、七六〇円」を「二〇、六七〇円」に、「一五、〇三〇円」を「一五、〇八〇円」に、「一六、三八〇円」を「一五、四二〇円」に、「七、八九〇円」を「七、八五〇円」に、「五、九三〇円」を「五、九二〇円」に、「一三、八四〇円」を「一三、八二〇円」に、「二二、二四〇円」を「二二、八四〇円」に改める。